

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 国保事業費納付金の算定ルール
- (2) 標準保険税率の算定ルール
- (3) 赤字削減・解消対策（収納対策含む）
- (4) 県国保運営方針（総括及び財政運営 WG に関すること）
- (5) 県運営協議会の付議・報告事項（軽微なものを除く）
- (6) 保険税水準の統一について（総括及び財政運営 WG に関すること）
- (7) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、本庄市、加須市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、伊奈町、寄居町、白岡市、幸手市、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和7年7月10日（木）14：00～15：00【WEB 開催】

議題

- (1) 令和6年度までのワーキングにおける検討状況及び今後の課題について
 - ① 保険税水準の統一について
 - ② 国保事業費納付金等の算定について
- (2) 保険税水準の統一について

第2回 令和7年9月19日（金）10：00～11：30【WEB 開催】

議題

- (1) 令和8年度国保事業費納付金等の算定について
- (2) 保険税水準の統一について

第3回 令和7年10月22日（水）14：00～15：30

議題

- (1) 令和8年度国保事業費納付金等の算定について
- (2) 保険税水準の統一について
 - ① 保険税の減免に関するQ&Aについて
 - ② 出産育児一時金の統一について

第4回 令和7年11月21日（金）14：30～16：00

議題

- (1) 令和8年度国保事業費納付金等の秋の試算結果について
- (2) 保険税水準の統一について

4 検討状況

別紙のとおり

5 今後の開催予定

第5回（令和8年 1月中旬）
第6回（令和8年 3月下旬）

財政運営WGにおける検討状況

1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール

項目	財政運営WGにおける方向性
被保険者数・世帯数の推計	・国保情報集約システムの情報を基に年齢別の移動率を算出し、基準被保険者数に乗ずることによって推計対象年度の被保険者数を算出するコーホート要因法を採用。
社会保険の適用拡大の影響の補正方法	・本算定においては、令和6年10月の社会保険の適用拡大の影響を排除するため、令和6年10月の被保険者数の移動率を算出から除外する。
被保険者一人当たり診療費の推計方法	・令和7年度納付金等の算定と同様に、国が示す複数の方法により推計し、そのうち妥当と考えられる結果を採用する。 ・令和6年2月の診療費については、うるう年による影響を補正するため、実績値に28/29を乗じる。
前期高齢者交付金の返還財源の留保	・精算により前期高齢者交付金の追加交付がある(約46.1億円)が、納付金が増加するため留保せず、納付金の減算に活用する。
財政安定化基金(財政調整事業分)の取扱い	・積立てについては、n年度までに生じた決算剰余金のうち、n+1年度に活用する額等(国庫返還額や普通交付金返還額等)を加減算した額(=n年度納付金の過多)を積み立てる。 ・取崩しについては、基本ルール*を原則としつつ、納付金の算定結果、翌年度以降の納付金の伸び、基金残高等を勘案して活用の有無を検討する。 ・令和8年度納付金等の秋の試算時においては、当該基金からの取崩しによる減算は行わず、本算定時に改めて検討することとしたい * 推計対象年度の1人当たり納付金額の対前年度からの伸び率が、過去3年間の当該額の伸び率の平均を上回る場合、当該額の伸び率の平均から算定した額と同額になるまで基金から取り崩し、納付金の減算に活用。
過年度納付金の過多(不足)の調整	・令和6年度納付金の過多(見込)分については、原則どおり令和7年度末に財政安定化基金(財政調整事業分)に積み立てる(令和8年度納付金の減算に活用しない)ことを基本とする。 ・令和5年度に取り崩した約28.0億円及び令和6年度に取り崩した約15.9億円について、基金繰入れ計画書に基づき、令和8年度の納付金に約14.6億円加算し、取崩後3年間で基金に積み戻す。
秋の試算の算定方法	・秋の試算から本算定にかけて納付金が増額するリスクを軽減するため、国から示される係数のうち、秋の試算から本算定にかけて納付金が増額する要因となる蓋然性が高い項目について、秋の試算の時点で補正を行う。
子ども・子育て支援納付金の賦課方式	・都道府県標準保険税率及び市町村標準保険税率算定時における、子ども・子育て支援納付金分の賦課方式は、所得割・均等割による2方式とする。

2. 保険税水準の統一について

項目	財政運営WGにおける方向性
基本的な考え方 ※昨年度までの協議事項	国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指す。
保険税水準の統一の定義 ※昨年度までの協議事項	県内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成なら同じ保険税となる。
保険税水準統一の進め方	国保運営方針(第2期)における目標設定を踏まえ、国保運営方針(第3期)において改めて段階的な目標年度を掲載。 ① 納付金ベースの保険税水準の統一【目標年度:令和6年度】 (市町村ごとの納付金額を算定する上では統一基準による) ② 保険税水準の準統一【目標年度:令和9年度】 (収納率格差以外の統一) ③ 保険税水準の完全統一【目標年度:令和12年度】 ※ 直営診療施設運営費、地方単独事業減額調整分など一部の項目は対象外(例外)とする。 <u>※ 完全統一の目標年度について、全市町村に意見照会を実施(R7.6.10付け国医第794号)し、その結果を踏まえた上で令和7年度第2回財政運営WGにおいて改めて方向性を検討した。</u> <u>その結果、完全統一の目標年度は国保運営方針(第3期)に掲げているとおり、令和12年度とすることとなった。(従前からの方向性に変更なし。)</u>
過年度保険税収納額 ※昨年度までの協議事項	収納率格差に関連するものと整理し、準統一段階では市町村単位での算定、完全統一段階において都道府県単位での算定とする方向で検討。
今後の推進体制及びチャートの作成 ※昨年度までの協議事項	目標の着実な達成に向けて、今後の議論の体制(各WGの役割分担、全体の進捗管理は財政運営WGで行っていくことなど)を改めて整理するとともに、個別の課題について進捗管理を行っていくためにガントチャートを作成した。
法定外繰入れの解消 ※昨年度までの協議事項	保険税水準の統一(準統一)を実現するためには、赤字削減・解消計画の対象赤字だけでなく、法定外繰入れそのものを解消していく必要がある。そのため、第3期国保運営方針に基づき、令和8年度までに決算補填等以外の目的も含めた法定外繰入全体の解消を目指す。
予備費(市町村分・保険税財源分) ※昨年度までの協議事項	・市町村の実情に応じて予備費を計上することについては可とするが、保険税を財源とした予備費計上は行わないこととする(決算剰余金や基金繰入金等の独自財源で計上する)。
その他基金(返済分・積立分)	・基金積立てのための保険税率の引上げは行わないこととする。 ・保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しは行わないこととする。 <u>※ 令和7年度第1回財政運営WGにおいて、改めて方向性について議論し、以下のとおりとなった。(従前からの方向性に変更なし。)</u> ・ 基金の保有状況や残高が市町村ごとに差異があることについては、公平性を損なうものではないと考える。 ・ よって、県としては以上の2つのルール以外のルールは設けない。 ・ また、準統一後の基金の活用については、統一を阻害しない範囲において各市町村において検討していただく。

項目	財政運営WGにおける方向性
オンライン資格確認等運営負担金 ※昨年度までの協議事項	・国の見解を踏まえ、国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費として、一般会計繰入金を財源とすることを原則とする。 ・市町村判断で一般会計繰入金を財源としない場合であっても、保険税への上乘せは行わない(決算剰余金や基金繰入金等の独自財源を活用する)。
保険者支援制度 ※昨年度までの協議事項	・N+1年度納付金算定において使用する保険者支援制度の見込額は、算定年度の前年度(N-1年度)の決算額とする。 ・N+1年度納付金算定に使用した保険者支援制度の見込額(=算定年度の前年度(N-1年度)の決算額)とN+1年度の実際の保険者支援制度による繰入額の差額は、N+1年度の特別交付金(県2号繰入金)に加算又は減算することにより精算する。
財政安定化支援事業繰入金 ※昨年度までの協議事項	・N+1年度納付金算定において使用する財政安定化支援事業繰入金の見込額は、算定年度の前年度(N-1年度)の繰入基準額とする。 ・N+1年度納付金算定に使用した財政安定化支援事業繰入金の見込額(=算定年度の前年度(N-1年度)の繰入基準額)とN+1年度の実際の繰入額(=N+1年度繰入基準額)の差額は、N+1年度の特別交付金(県2号繰入金)に加算又は減算することにより、精算する。
保健事業の在り方 ※昨年度までの協議事項	・全市町村で同一の保健事業しか実施できないという考え方には立たない。 ・財源については国の補助金を優先的に活用。財源の区分は、事業ごとに以下のとおり分類。 【保健事業区分「ア」】 ・全市町村が既に実施している事業または実施できる体制を整える必要がある事業。(例: 特定健診・特定保健指導) ・所要額は、普通交付金により全額措置する。 【保健事業区分「イ」】 ・現状、全市町村で実施されていないが優先して実施すべきと県が指定する事業や、全市町村で実施されているが、実施方法や費用の統一が難しい事業。(例: 糖尿病性腎症重症化予防の保健指導・受診勧奨、診療情報提供事業) ・所要額は、特別交付金(県2号繰入金)により全額措置する。 【保健事業区分「ウ」】 ・保健事業区分「ア」、「イ」以外に市町村が独自に実施する事業。(例: 特定保健指導修了者へのフォローアップ、人間ドック・脳ドック助成) ・以下の3段階で財源措置を行う。 ① 保険者努力支援交付金(市町村取組評価分) ※ 地方単独事業減額調整分を除いた額 ② 特別交付金(県2号繰入金) ※ 人間ドック等への助成に要する費用の1/2(上限3千万円) ③ 県2号繰入金 ※ 評価指標に基づく交付額
特別交付金(県2号繰入金分) ※昨年度までの協議事項	・下記①～⑤を交付対象とし、その所要額のみを2号繰入金とする。 ① 保健事業区分「イ」に要した費用 ② 保健事業区分「ウ」のうち人間ドックへの助成に係る費用の一部 ③ 評価指標に基づく交付額 ④ 指定した事業に対する実費交付額(必要最低限の範囲) ⑤ 条例減免(保険税・一部負担金)に要した費用

項目	財政運営WGにおける方向性
条例減免(保険税・一部負担金) ※昨年度までの協議事項	1 統一基準 (1) 保険税減免 各市町村の減免実施状況や他県の統一基準等を踏まえ、減免事由を以下の6つに限定する。 ① 災害 → 罹災証明の基準による被災状況に応じて一定割合を減免する。 ② 収入減 → 収入減少及び生活困窮が認められる場合、前年度からの所得減少率に応じて一定割合を減免する。 ③ 生活保護 → 被保険者が生活保護法の規定による保護を受けることとなったときに減免する。 ④ 給付制限 → 「給付制限を受ける期間に係る保険税相当額」について減免する。 ⑤ 旧被扶養者 → 国基準(条例減免取扱い要領例)どおりの減免基準とする。 ⑥ その他特別な事情 → コロナ減免等の例外的な事態に迅速に対応できるよう、例外規定を置く。 (2) 一部負担金減免 国基準(条例減免取扱い要領例)どおりの減免基準とする。 2 費用負担の方法 上記統一基準に沿って行われた減免に対しては、全額を特別交付金(県2号繰入金)の交付対象とする。
賦課限度額 ※昨年度までの協議事項	・全市町村で政令同額で統一する。 ・対応に当たっては、専決処分もしくは総務省が参考として示した方法(地方税法関係法令の公布前に条例案を審議する際の附則例)で条例改正を行う。
納付金・標準保険税率の算定期 ※昨年度までの協議事項	・11月の秋の試算で確定させる。 ・算定終了時点で仮の通知を行い、県の運営協議会終了後に正式に通知する。 ・本算定で標準保険税率が上昇した場合、財政安定化基金(財政調整事業分)を取り崩して秋の試算の水準まで引き下げる。 ・標準保険税率の上昇を避けるため、秋の試算においては公費等の補正を行う。
準統一が達成できなかった場合の対応 ※昨年度までの協議事項	・準統一の目標年度(令和9年度)は堅持する。 ・全市町村で完全統一を達成できなかった場合でも、準統一時の歳入歳出等の取扱いを原則実施する。 ・この場合、準統一の前提条件を達成した市町村が不利益を被らないよう、達成市町村に以下のとおりインセンティブを設ける。 (1) 準統一の前提条件を達成した市町村に対し、県2号繰入金から一定額を按分して交付し、保険税必要額から差し引く(達成市町村の標準保険税率を引き下げる)。 (2) 特定健診等のうち、国庫負担対象となる費用に対する財源措置の方法を変更する。 【変更前】 国庫負担対象経費は全額納付金・普通交付金の対象とする。 【変更後】 達成市町村の国庫負担対象費用は、国の単価にかかわらず県2号繰入金から措置する。 未達成市町村の国庫負担対象費用は、国の単価ベースで県2号繰入金から措置する。

項目	財政運営WGにおける方向性
出産育児一時金	・63市町村分の一般会計繰入金(歳入)の合算額を県の歳入として見込む。 ・市町村における出産育児一時金の所要額は、普通交付金により全額措置する。普通交付金で措置する金額は以下のとおり。 【産科医療補償制度対象の出産】500,000円 【産科医療補償制度対象とならない出産】488,000円 ・よって、現在、出産育児一時金を産科医療補償制度対象の出産か否かに関わらず一律で500,000円としている保険者は、準統一までに普通交付金で措置する金額に合わせて条例改正を行う。